

きす・な

～豊かさを未来へ～

2020年秋 第32号

<http://toyo.pbeins.net/>



市政へのご意見は
下記にご連絡下さい

【発行】豊橋市議会議員 豊田一雄

〒440-0026 豊橋市多米西町三丁目 2-10 【TEL/FAX】 0532(64)6147 【Email】 toyoda-kazuo@toyohashi-shigikai.com

メルマガ「きすな」を月1～2回配信しています。こちらのページからお申込みください。 <http://toyo.pbeins.net/mm.html>

現在建設中の市の公共施設

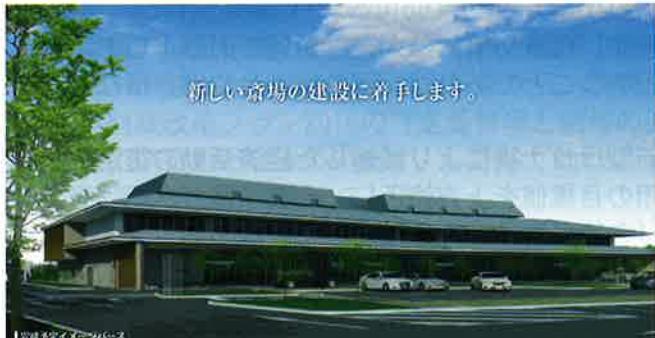
令和3年度の供用開始を目指して、現在建設工事中の豊橋市の公共施設二つを紹介します。

斎場(更新)

飯村町にある豊橋市斎場は昭和7年に開設され、その後、昭和51年に全面改築、平成14年に大規模改修が行われています。しかし、老朽化が進んだことと合わせ、高齢化の進行により火葬需要の増加が見込まれることなどから、再整備することとなりました。現在、環境保全上の対策を行った上で、既存の斎場を利用しながら同一敷地内で建設工事を行っています。

新施設では、火葬炉の数を従来の10基から12基に増やすことで需要の増加に対応するとともに、排ガスなどの環境対策も強化されます。燃焼ガスのばい煙や臭気成分の再燃焼、排ガス冷却装置による分解したダイオキシン類の再合成防止、ろ過式集じん装置によるばいじんの捕集やダイオキシン類の除去などの設備の導入によります。

施設建設と維持管理を一括して契約するPFI方式で行われ、契約金額は約72億円で、施設整備費29億円と20年間の維持・管理・運営費を含んでいます。令和3年4月供用開始予定。



まちなか図書館・まちなか広場(新規)

駅前大通り二丁目地区の再開発エリア(名豊ビル・狭間児童広場跡地)内の「まちなか広場(仮称)」と、再開発ビル(東棟)内に「まちなか図書館(仮称)」の建設工事が進んでいます。建設工事は来年の夏の完了を目指しており、供用開始は令和3年度中の予定。事業費予算は7億9,301万円。

★まちなか広場(仮称)

狭間児童広場を、多くの人が集い、交流し、滞在する「まちなか広場(仮称)」として再整備します。

様々な用途で
使用できる
「多目的空間」と、憩いやくつろぎの場となる「みどりの空間」が作られます。広さは約2,200m²。



★まちなか図書館(仮称)

再開発ビル東棟の2～3階部分に、だれもが気軽に訪れ、様々な本に触れ、交流を楽しむ場となる図書館が作られます。

中心市街地の諸機能と連携した魅力ある施設としてにぎわいの創出を図るとともに、次代を見据え、豊橋のまちづくりを担う人材の育成を図る場を目指すものです。広さは約4,000m²。蔵書は約10万冊とする計画です。

—豊田一雄の主な議会発言—

〈6月議会一般質問〉

● 結果にコミットする行政計画

「結果にコミット」という言葉は、あるフィットネスクラブがテレビCMの中で用いて話題になったもので、「コミット」は「責任を伴う約束」という意味で用いられていると思います。行政計画の目標は、これまで事業の実施量を目安とするアウトプット目標が使われることが多かったのですが、市政を取り巻く環境が厳しさを増している中では、結果にコミットする、つまり事業の成果を目安とするアウトカム目標を主に使うべきと考え質問したものです。

質問は以下の3点について聞きました。①これまでの計画では持続可能性を保証し得る目標設定ができていたのか、②今、行政計画が結果にコミットすることの重要性について、③本市の持続可能性を脅かす大きな課題の認識について。

答弁では、来年からスタートする第6次総合計画では、戦略計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化する方向で検討しており、まち・ひと・しごと創生総合戦略ではKPI(重要業績評価指標)を設定し、その指標は原則アウトカム指標を設定しようと考えているとのことでした。

市の計画においてアウトカム目標にすることの難しさは、市役所の努力だけでは結果が出ないことが少なくないことにあります。目標達成に向けては、市政のステークホルダー(利害関係者)を明確にし、ともに考え方目標を共有することの重要性を指摘しました。

● 新型コロナ禍からの経済復活に寄与する公共施設等の管理のあり方

現在の公共施設等総合管理方針では公共施設やインフラの長寿命化により、平成47年までの一般会計分の維持・更新費用は一年当たり130億円かかると試算しています。その後、平成48年以後平成74年までの平均維持・更新費用は一年当たり188億円かかるとのことで、平成47年までと比べて一年当たり58億円増加することになります。

一方、新型コロナ禍のため市内経済は減速しています。経済対策には大きな財源を必要としますが、財源はひっ迫しています。しかし、公共施設の更新ということであれば、国の補助金や地方債などの活用も可能になります。

そこで、将来世代の負担を軽減するため、また、新型コロナ禍により減速した経済活動の復活のために、公共施設等総合管理方針で定めた維持・更新費用の目標値を上方修正し、それに基づき個別施設計画の策定をする考えについて聞きました。答弁は、「今後の財政見通しにおいて、現段階では大幅な増は見込めないことから、維持・更新費用の目標値を上方修正することは難しい」ということでした。



輝き支えあう水と緑のまち・豊橋

第5次豊橋市総合計画

後期基本計画

2016・2020



「第5次総合計画表紙」



〈7月29日環境経済委員会〉

● 豊橋市のエネルギー地産地消事業

この日は、エネルギーの地産地消事業のつなぎ役を担う地域新電力会社を活用した事業推進について、その事業化の可能性について検証するために行った調査結果が示され、質疑が行われました。地域新電力会社は、JFEエンジニアリング株が代表企業となり、豊橋市バイオマス利活用センターで発電される電力を主力電源として、市内公共施設を中心に供給する電力小売り事業を出発点とし、豊橋市のエネルギー地産地消を推進しようとするものです。豊橋市はこの会社設立にあたり、33.4%程度の出資を想定しています。

この件について豊田一雄は、JFEエンジニアリング株が中心になることで地産地消となり得るのか、市が出資する必要があるのか、民業圧迫にならないのか、などの視点から質疑を行いました。



〈9月18日決算特別委員会〉

● 令和元年度決算について

令和元年度は特別会計(競輪事業、総合動植物公園事業など)や企業会計(病院事業、上下水道事業)を含む全体会計において、一年間の純資産(正味の財産)の減少額が58億円となりました。平成30年度の純資産減少額は118億円だったので、60億円もの大幅な改善となりました。臨時損失が47億円減少したことにより純行政コストが20億円減少となったことに合わせ、税収等の増加が2億円、国県等補助金が38億円増加したことによります。

質疑では、いくつかの計画の目標達成状況と、財務諸表の数値とが相容れないものとなっていることについて、考え方を聞きました。

まず、行財政改革プラン2016の令和元年度の経済的效果額は9億934万円となっていますが、行政コスト計算書では元年度の純経常コストは25億円の増加となっています。行財政改革の取り組みにより、行政コストが減ったという評価がありながら、実際の行政コスト計算書では増加しているということ。また、行財政改革プラン2016の「定員管理と給与の適正化」については、総合評価として「おおむね順調に進んでいる」となっています。しかし、行政コスト計算書を見ると、全体会計の人件費は353億円であり前年度より3億円増加しています。

そこで、行財政改革プランの目標のあり方について認識を聞いたところ、「行財政改革プランの目標のあり方については、適正でわかりやすく、決算等と連動させるよう改善を検討します。」との答弁でした。

市政トピックス

浜松三ヶ日・豊橋道路のルート帯3案を公表

浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）は、自動車専用道で三河港と現東名や新東名を結び、東三河の産業振興や大規模災害への備えとなる、非常に重要な新たな路線です。平成29年度には具体化に向けた検討のため、国土交通省や愛知県、静岡県、豊橋市など関連4市で構成する「浜松三ヶ日・豊橋道路連絡調整会議」が設置され、翌30年4月にはこの会議において起点として三ヶ日ジャンクション、終点は三河港とすることが決定されました。

本年6月24日には、国土交通省中部地方整備局の社会資本整備審議会道路分科会の中部地方小委員会が開かれ、昨年5月から7月にかけて行われた沿線住民や道路利用者などを対象に行われたアンケートやヒヤリング結果をもとに、計画段階評価について検討が行われました。この日はまず、4つの政策目標「速達性、定時性の向上による物流支援」「災害時の信頼性向上による円滑な救援活動及び支援物資輸送」「広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進」「生活交通の安全な走行環境」は妥当であると結論付けました。

さらに図に示すような三つのルート帯が示され、今後の意見聴取のためのアンケート案が確認されました。



「浜松三ヶ日・豊橋道路3ルート帯」

ユニチカ跡地訴訟最高裁で判決

7月21日、ユニチカ跡地住民訴訟について、最高裁は補助参加人ユニチカ株の上告の不受理を決定しました。これに伴い、ユニチカ株よりわずかに遅れて行われた豊橋市の上告についても、二重上告ということで不受理となり、名古屋高裁の判決が確定しました。

名古屋高裁では、「使用する計画を放棄した部分は豊橋市に返還する」と定める土地の提供に関する契約第12条の解釈について、「『使用する計画を放棄』するとは、当該土地部分について工場等を建設して操業を開始する前に使用しない旨を表明することをいうものと解するのが相当である。」としました。豊橋市は第二工場が建設されたことにより、この第12条に該当する土地は存在しないと主張しましたが、判決では工場用地、社宅用地等に使用された土地以外の運動場や緑地部分等が該当すると判断されました。その結果、豊橋市が請求すべき損害賠償額については、20億9462万5810円と遅延損害金ということになりました。

判決が確定したことにより、豊橋市は8月27日にユニチカ株に対し損害賠償の請求を行い、8月31日には損害賠償金と遅延損害金の合計26億976万円余が入金されました。

多米の地域情報

校区自治会HPからハザードマップにリンク

豊橋市では、地震・津波、洪水、土砂災害、ため池、内水などのハザードマップを作成しています。様々な災害について、市内の各地域でどのような危険があるかを市民の皆さんに知り備えていただけます。

多米校区自治会では校区自治会ホームページに、特に関連が深い土砂災害、ため池、内水の各ハザードマップの多米校区関連ページへのリンクを張り、校区の皆さんに周知を図っています。下記ページからご覧ください。

<http://www.tamekouku.net/bousai/>

